

第 22 回慢性腎臓病療養指導看護師（CKDLN） 認定審査要項

1. 慢性腎臓病療養指導看護師^{*1}について

日本腎不全看護学会は、慢性腎臓病看護現場における看護ケアの質の向上を図るため、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護を実践できる看護師を養成する目的で、平成 15 年度より関連学会^{*2} 合同認定の「慢性腎臓病療養指導看護師(旧透析療法指導看護師)」認定資格制度を導入した。本会は、年 1 回慢性腎臓病療養指導看護師認定審査を行い、合格者を慢性腎臓病療養指導看護師として認定証を交付する。認定証の有効期間は交付の日から 5 年とし、更新制とする。認定更新制度は「再々更新」をもって終了する。

*1 慢性腎臓病療養指導看護師：平成 29 年度より、「透析療法指導看護師」から名称変更

*2 日本透析医学会・日本腎臓学会・日本移植学会・日本泌尿器科学会・日本腹膜透析医学会

2. 受験資格

- 1) 日本国の看護師の免許を有すること(准看護師は不可)
- 2) 日本腎不全看護学会正会員歴が通算して 3 年以上あること
・通算とは、過去の会員歴を合計して 3 年以上(年会費を 3 回以上納入)を指す
- 3) 慢性腎臓病看護領域実務経験が、年度末(8 月 31 日)の時点で通算 3 年以上あること
・慢性腎臓病看護領域実務経験とは、病院、クリニック、保健福祉施設、訪問看護ステーション、保健所、教育機関等の施設で慢性腎臓病患者の療養生活支援業務に従事^{*3} していることを指す。常勤・非常勤・パートの別および勤務時間数は問わない。
- *3 腎センターや血液透析施設等の専門領域に所属していることを求めているわけではない。
所属先にかかわらず、慢性腎臓病患者の療養生活支援を行っていることを求める。
- 4) 看護実務経験が、年度末(8 月 31 日)の時点で通算 5 年以上あること(慢性腎臓病看護領域実務経験 3 年以上を含む)
- 5) 慢性腎臓病領域の看護実践に関する事例報告を 1 事例提出すること
- 6) 認定ポイントを 30 ポイント以上取得していること

3. 申請手続き及び必要書類

本会ホームページより、CKDLN 認定審査・更新審査申請システムにアクセスし、申請を行う。以下の項目について、CKDLN 認定審査・更新審査申請システムのフォームに入力あるいは書類をスキャンした画像データをアップロードする。書類をスキャンできる環境ない者は、スマートフォンなどで撮影した画像データのアップロードも可とする。不鮮明な画像の場合は、再提出を求める場合もある。

【申請に入力・アップロードが必要な項目】

- ◇会員番号・会員情報管理システム(SOLTI)パスワード
- ◇氏名、生年月日、現住所
- ◇勤務先施設名／所属部署名／所在地
- ◇看護師免許取得年月日／免許番号

◇主な職歴

- ・現在から遡って規定年数を満たすまで入力すること
- ・看護実務年数、慢性腎臓病看護領域実務年数が明確になるように入力すること

◇取得した認定ポイント／ポイント取得の証明資料（「5. 受験資格の認定ポイントについて」参照）

- ・直近に取得したポイントから入力すること
- ・申請の際、30 ポイント以上の入力は不要（ポイント合計の端数は 30 ポイントを超えて入力可）

◇事例報告（「6. 事例報告について」参照）

※重要な通知を確実に届けるため、メールアドレスの変更や転居、転属、退職等した場合は、ただちに会員情報管理システム（SOLTI）にて登録情報を変更すること。

4. 筆記試験受験資格審査について

1) 申請書類と事例報告による受験資格審査を行い、「受験資格有り」、「受験資格無し」のいずれかに判定される。審査結果により、事例報告の再提出を求める場合がある。

2) 申請書類に不備がある場合は「受験資格無し」と判定されるので、後述の「9. 申請に必要な提出書類確認事項」を用いて必ず確認すること。

3) 申請期間

2025 年 1 月 7 日（火）～1 月 17 日（金）9 時まで

※例外は一切認められないため、期限を厳守すること。

4) 申請期間中に CKDLN 認定審査・更新審査申請システムより審査料 30,000 円をクレジット決済にて支払う。一度納付された審査料は返金しない。

5) 受験資格審査の結果は、2025 年 3 月中旬頃に E メールにて通知する。

6) 受験資格審査において「受験資格有り」と判定された申請者には、筆記試験会場の予約方法に関する案内を送付するので、各自で希望の受験会場と時間帯を予約すること。最寄りの会場が空いていない場合は居住地の都道府県・エリア範囲を広げて検討すること。各会場の受験人数には上限があり、予約は先着順となる。

5. 受験資格の認定ポイントについて

1) ポイント要件

本学会が認めた学会・研修への参加や発表、論文掲載など、自己研鑽の実績が 30 ポイント以上に達していることが必須。5 年以内に取得したポイントを有効とする。ポイントは、ホームページに公開されている日本腎不全看護学会認定ポイント一覧を参照すること。

2) ポイント取得の証明資料について

(1) 学会や研修等への参加の証明

- ・参加証・受講証・修了証等をスキャン（または撮影）し、画像データをアップロードする。
- ・証明資料には、①学会・研修等の名称、②開催日、③本人氏名が明記されていること。

(2) 学術集会等での発表の証明

- ・抄録等をスキャン（または撮影）し、画像データをアップロードする。

・証明資料には、①学会・研究会名、②発表年月日、③演題名、④本人氏名が明記されていること。

(3) 講演や講義、座長の証明

・依頼文書・プログラム・抄録等をアップロードする。

・証明資料には、①講演・講義・プログラム等の主催者名、②年月日、③講演・講義・プログラム名、

④本人氏名が明記されていること。

(4) 学会誌論文掲載や執筆の証明

・別刷やコピー等をアップロードする。

・証明資料には、①掲載書誌名、②出版年月、③題名、④本人氏名、⑤文字数(学会誌論文掲載の場合は不要)が明記されていること。

(5) 資格の証明

・認定証をスキャン(または撮影)し、画像データをアップロードする。

3) ポイント換算に関する注意事項

資格認定について、年の途中から認定期間が開始する場合は、開始年のポイント算定を認める。年の途中で認定期間が終了する場合は、終了年のポイント算定を認めない。

例) 2016年9月1日～2019年8月31日の場合: 2016年は算定可能、2019年は算定不可

4) その他

証明資料に必要事項が明記されていない場合、審査対象外になる。

6. 事例報告(様式1)について

1) 慢性腎臓病領域(保存期・血液透析・腹膜透析・腎移植)での看護実践に関する事例報告を1事例提出する。看護管理者の場合、看護管理の実践に関する事例報告の提出でも可。

(1) 看護実践の事例報告

日頃の看護実践のなかからテーマを決定し、事例報告としてまとめる。

(2) 看護管理の事例報告

看護管理事例とは、看護現場における人材育成・業務改善・組織作りなどの実践活動を指す。

2) 作成方法

事例報告作成前に本会ホームページに掲載している「事例報告の書き方」を必ず熟読すること。

(1) Microsoft 社の Word を使用し、様式1を用いて作成する。

(2) 1ページ目は表紙とする。看護実践、看護管理のいずれかを選択し、会員番号を記入する。

(3) 2ページ目より事例報告を記述する。

(4) 書式は、1ページに40文字40行、フォント明朝体、文字サイズ10.5に設定されている。変更せずに
入力すること。様式1以外で作成したものをコピー＆ペーストする場合は、最後に必ず書式の確認を行うこと。

(5) 文字数は、4,000字～6,000字(規定の文字数の不足、過剰は審査対象外になる)。文字数のカウントは、「文字数(スペースを含める)」で行う。(ただし、文字数はテーマから引用文献までとし、図表や
画像は文字数に含まない。)

(6) 事例報告に必要な場合のみ図表や画像の使用を認めるが、必要最低限とし、倫理的に配慮された
ものとすること。図表や画像は文字数に含まない。

(7) ブラインド審査を行うため、氏名および所属は一切記載しない。

- (8) 文献の引用、記載方法で必要な「日本腎不全看護学会誌の最新の投稿規程」は、本会ホームページの「学会刊行物」のバーから、「日本腎不全看護学会誌」をクリックし確認する。
- (9) 様式 2-1(看護実践)、2-2(看護管理)の「事例報告確認シート」を用いて必ず推敲する。
- (10) 様式1は、作成したWord ファイルのまま送信する。

3) 注意事項

事例報告は独自の内容に限る。剽窃・盗用が認められる場合は審査対象とならず、不合格となる。

7. 筆記試験について

- 1) 日程: 2025年6月1日(日)
- 2) 試験時間: 120分
- 3) 試験方式・会場: CBT(Computer Based Testing) 方式^{*4}にて実施

*4 テストセンターで実施するコンピューターを使った試験方式のこと。

4) 会場および試験時間

受験資格審査において「受験資格有り」と判定された申請者には、筆記試験会場の予約方法に関する案内を送付するので、各自で希望の受験会場と時間帯を予約する。

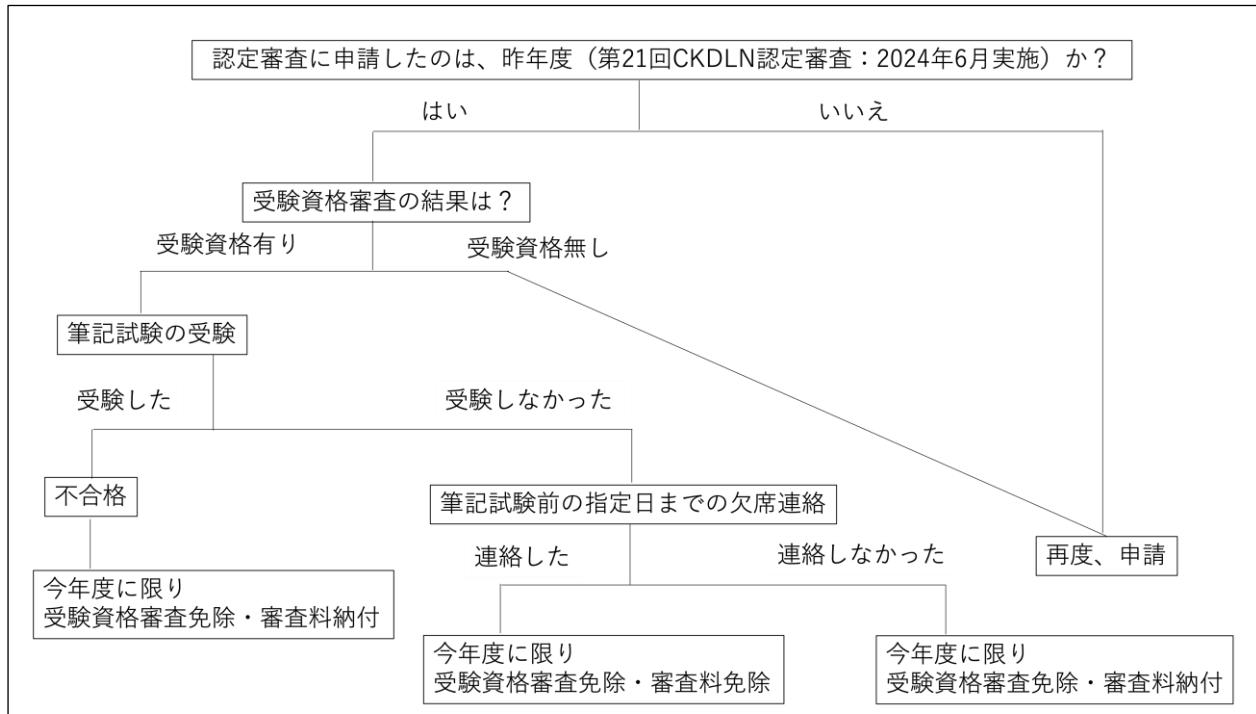
試験開始5分前までに受験会場に到着していないと受験できない場合があるので注意すること。

5) 試験問題出題範囲

「慢性腎臓病看護 第6版」(日本腎不全看護学会編集、2021年10月医学書院発行)、「エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン2023」(日本腎臓学会編集、2023年6月東京医学社発行)から出題する。

8. 再受験について

再受験とは、昨年度(第21回CKDLN認定審査)に申請した受験者が、再度申請することを指す。再受験者は、以下のフローチャートに従って申請すること。



9. 申請に必要な提出書類確認事項

申請に不備がないよう、申請前に以下の項目を確認すること。

項目	確認事項	確認
申請者情報	① 必要事項の入力	
	② 看護実務年数(5 年以上)、慢性腎臓病看護領域実務経験年数(3 年以上)の入力	
認定ポイント	① 30 ポイント以上を入力していない	
	② 30 ポイントは 5 年以内に取得したものである	
	③ 証明資料には、必要事項が明記されている	
事例報告	① 「事例報告の書き方」を読んでから事例報告を作成した	
	② 提出前に「事例報告確認シート」を用いて推敲した	
審査料の支払い	申請システムより審査料(30,000 円)をクレジット決済した	

10. 筆記試験の合格発表および認定証の発行について

- 1) 合否は、2025 年 6 月下旬頃に E メールにて通知する。
- 2) 合格者は、CKDLN 認定審査・更新審査申請システムより登録料(10,000 円)をクレジット決済で支払う。
- 3) 支払い確認後、慢性腎臓病療養指導看護師の認定証を発行する。
- 4) 合否に関する問い合わせには一切回答しない。

11. 受験申請から筆記試験および合否判定(CKDLN 認定)までの流れ

1. 認定審査要項にて受験資格を確認し、必要書類を準備

2. CKDLN 認定審査・更新審査申請システムから申請

認定審査申請期間: 2025 年 1 月 7 日(火)～1 月 17 日(金)9 時まで

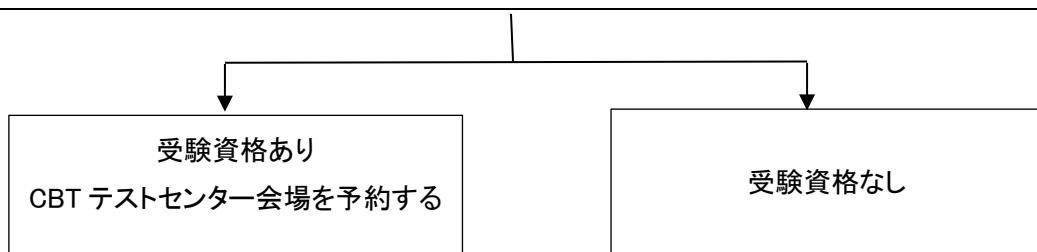
3. 審査料(30,000 円)の支払い

CKDLN 認定審査・更新審査申請システムにてクレジット決済(申請期間内に支払うこと)

4. 筆記試験受験資格審査：申請書類および事例報告の審査

5. 受験資格審査結果の通知：2025 年 3 月中旬頃にメールにて通知

審査結果により、事例報告の再提出を求める場合がある



6. 筆記試験

2025 年 6 月 1 日(日) 各自で予約した会場で実施

7. 合格発表 : 2025 年 6 月下旬頃、E メールにて通知

合格者は、CKDLN 認定審査・更新審査申請システムより登録料(10,000 円)をクレジット決済にて支払う。支払い確認の後、慢性腎臓病療養指導看護師認定証を発行する。

【問い合わせ先】

一般社団法人日本腎不全看護学会 事務局 CKDLN 認定窓口

E-mail: g045dln-info@ml.gakkai.ne.jp